第85期末 貸借対照表

(平成19年3月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現 コ買商 金有 貸 外 そ 現預 商商 国地社株そ 割手証当 外買取 前未資金 一入品 銭 の 明日 日本のの	51,958 31,831 20,126 1,121 1,328 18 18 0 28,000 934,524 327,851 9,899 79,762 98,656 418,355 1,516,783 39,006 129,000 1,175,843 172,932 1,199 996 46 156 34,052	預	2,136,947 83,071 837,616 30,939 10,017 1,159,734 3,553 12,013 283,629 8,166 8,166 114 93 20 39,400 5,343 8,358 161 3,808 975 552 2 209 2,647 550 230 19,519
未物融の形成の個別では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	6,330 450 7 27,256 23,517 11,211 8,592 3,713 3,506 2,799 706 10,100 19,519 14,081	自 資資 利 自株そ繰評 純 金金金金金金金金金金金式計金益計 計 金金金金金金金金金金式計金益計 計 金金金金金金金金金式計金益計 計 金金金金金金金金金金	2,502,260 49,364 33,126 33,126 0 18,857 682 18,175 10,000 8,175 173 101,175 8,155 41 8,114
資産の部合計	2,611,550	負債及び純資産の部合計	2,611,550

- 注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 2.商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
 - 3.有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
 - 5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - 6.有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年~50年

動 産 2年~15年

- 7.無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 8. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
- 9.外貨建の資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 10.貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸 倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29,646百万円であります。

11.退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付 債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤 務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の 年数 (13年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年 数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ 発生の翌期から損益処理

なお、会計基準変更時差異(7,389百万円)については、15年による按分額を 費用処理しております。

また、厚生年金基金の代行部分に係る会計基準変更時差異は返上時に全額費用 処理しております。

- 12.役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、当行内規に基づき、当期末支給見積額を計上しております。
- 13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 14.外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- 15.消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

16.関係会社の株式及び出資総額 4,093百万円

17. 関係会社に対する金銭債権総額 23,253百万円

18. 関係会社に対する金銭債務総額 5,373百万円

19. 有形固定資産の減価償却累計額 17,588百万円

20. 有形固定資産の圧縮記帳額 245百万円

- 21.貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 22.貸出金のうち、破綻先債権額は1,878百万円、延滞債権額は13,170百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 23.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は312百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであり ます。
- 24.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25.345百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

- 25.破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の 合計額は40,707百万円であります。
 - なお、22.から25.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 26.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は39.115百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券

311.236百万円

担保資産に対応する債務

預金 ______ 1,147百万円

債券貸借取引受入担保金 283,629百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、 有価証券24,073百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は4,463百万円、デリバティブ取引担保金は1.100百万円であります。

- 28.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。
- 29. 社債は、劣後特約付無担保社債であります。
- 30.新株予約権付社債は、劣後特約付無担保新株予約権付社債であります。
- 31.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1.860百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ 1,860百万円減少しております。

32.1株当たりの純資産額 4.220円32銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。なお、これによる影響は軽微であります。

33. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。 当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は252百万円であります。

34.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下37.まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)		
売買目的有価証券	18	0		

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	74,718	96,609	21,891	23,182	1,291
債券	425,626	415,555	10,070	438	10,509
国債	337,936	327,851	10,084	347	10,431
地方債	9,878	9,899	21	33	12
社債	77,811	77,804	7	57	65
その他	410,638	411,266	627	20,871	20,243
合計	910,984	923,431	12,447	44,491	32,044

なお、上記の評価差額12,447百万円から繰延税金負債4,291百万円を差し引いた額8,155百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当期における減損処理額は、914百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%以上下落した場合としております。

35、当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
その他有価証券	510,799	15,865	13,875

36.時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	金	額(百万円)	
子会社・子法人等株式等及び関連法人等株式			
子会社・子法人等株式等			4,080
関連法人等株式			4
その他有価証券			
非上場株式			1,858
非上場社債			1,957
投資事業組合出資金			3,192

37. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	65,780	158,331	95,318	98,082
国債	8,003	128,853	92,912	98,082
地方債	8,576	284	1,038	
社債	49,200	29,194	1,367	
その他	2,820	7,419	305,311	102,804
合計	68,600	165,751	400,629	200,887

38. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)		
運用目的の金銭 の信託	28,000	575		

39. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、316,799百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

40.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

姆亚税全資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	9,790百万円
有価証券評価損損金不算入額	3,064
繰越欠損金	1,560
減価償却費損金算入限度超過額	645
退職給付引当金損金算入限度超過額	175
その他	1,340
繰延税金資産小計	16,576
評価性引当額	2,184
繰延税金資産合計	14,391
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4,291
繰延税金負債合計	4,291
繰延税金資産の純額	10,100百万円

41. 関連当事者との取引は、以下のとおりであります。

	会社等	議決権等の	関係	内容		取引の金額		期末残高	
属性	の名称	所有割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	H (V) C A	(百万円)	科目	(百万円)	
子法人	池銀総合	直接13.1%	兼任1人	当行貸出	貸出金の 被保証(注1)	471,202	証書貸付 当座貸越	471,202	
子法人 等	保証 株式会社	間接41.1%	転籍5人	金の保証	保証料の 支払(注2)	365	ヨ		
子会社	池田ビジネス サービス 株式会社	直接100%	兼任2人転籍2人	業務委託	業務委託費 の支払(注3)	449			

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 注1.貸出金の被保証については、一般的な取引条件で行っております。
 - 2.保証料の支払については、一般的取引条件と同様に決定しております。
 - 3.業務委託費の支払については、一般的取引条件と同様に決定しております。
- 42.「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。
 - (1)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本および評価・換算差額等に区分のうえ、表示しております。
 - なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は109,331 百万円であります。
 - (2)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「当期未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」および「繰越利益剰余金」と

して表示しております。

- (3)「繰延ヘッジ損失」又は「繰延ヘッジ利益」として「その他資産」又は「その他負債」に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (4)「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (5)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」 「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示しております。

「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。

「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

- 43.役員賞与は、従来、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以降終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給予定額のうち、当期に帰属する額を未払費用として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税引前当期純利益は同額減少しております。
- 44.役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当期から内規に基づく期末支給見積額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。

この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたこと、および、役員賞与について引当金計上を含め費用処理されることになったことから、役員に係る報酬等全般について、引当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。

この変更により、当期発生額44百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「過年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税引前当期純利益は230百万円減少しております。

45. 単体自己資本比率(国内基準) 12.17%